

Q&A



◆助成対象について◆

Q1	世帯主でなくても申請できますか？
A	世帯主に限らず、同じ世帯の家族の方でも申請できます。

Q2	住宅の所有者である夫が単身赴任中です。申請できますか？
A	住宅に居住(住民登録)されているご家族の方で申請できます。



Q3	松山市内に住んでいますが、住民登録をしているのは、現在住んでいる住宅とは別の場所です。申請はできますか？
A	× できません。住民登録している住所の住宅のシャワーヘッド交換が対象です。

Q4	市内に複数の住宅を所有しているのですが、それぞれの住宅で助成申請をすることはできますか？
A	× できません。申請者の方が居住(住民登録)している建物が対象です。

Q5	亡くなった配偶者や両親などの名義のままの住宅に住んでおり、その住宅のシャワーヘッドの交換をしましたが申請できますか？
A	○ できます。申請者が居住(住民登録)していれば、申請できます。

Q6	上水道を使用していない場合も、申請できますか？
A	○ できます。地下水などを使用しても申請できます。

Q7	事業用の建物は対象となりますか？
A	× 対象外です。申請者が居住する住宅が対象です。 ただし、事務所や店舗・工場等と併用されている建物の住宅部分のシャワーヘッドを交換した場合は対象となります。

Q8	浴室をリフォームしましたが、申請できますか？
A	○松山市内に住所を有する事業者に依頼して設置しているのであれば対象となります。「シャワーヘッドを含む節湯水栓交換」に該当しますので、申請の際には「水栓交換完了証明書」が必要です。 ただし、松山市が行っている他の補助金との重複申請はできませんので、詳しくは水資源対策課までお問い合わせください。

Q9	建築中の建物に設置するシャワーヘッドは対象となりますか？
A	× 対象外です。既存住宅のシャワーヘッドを交換する場合は対象です。 建築中の建物は、シャワーヘッドも新設となるため、対象外です。

◆対象機器等について◆

 Q10	令和6年3月に購入した節水シャワーヘッドは対象になりますか？
A	× なりません。 申請可能なものは、令和6年4月1日以降に購入されたものです。

Q11	節水シャワーヘッドの購入先指定はありますか？
A	× ありません。 購入先の指定はありません。インターネットや市外販売店での購入も対象となります。 ただし、申請時には支払いが分かる書類(詳しくは P10~P12)が必要となりますので、購入の際にご確認ください。

 Q12	節水シャワーヘッド単体とホースを購入しました。ホースも対象になりますか？
A	× 対象外です。 ホースが対象となるのは、節水シャワーヘッドとホースがセットになった商品(1つのパッケージに入ったもの)の場合です。単体のものを購入された場合は、節水シャワーヘッドのみが助成の対象です。その他、アダプター等も(セットではなく)別で購入されたものは対象外です。

Q13	箱や保証書、取扱説明書に節水効果の記載がありませんが、どのようにして節水効果や水量を確認すれば良いですか？
A	製品の箱等に記載がなく節水効果の確認ができない場合は、商品のパンフレットやインターネット上での商品紹介ページなどで節水効果を確認し、ご購入ください。

Q14	現在節水シャワーヘッドを使用していますが、交換を考えています。対象となりますか？
A	○ 対象です。節水効果など条件を満たしていれば対象となります。

 Q15	「節水シャワーヘッド(単体)」「節水シャワーヘッドとホースのセット」を購入後、業者に設置してもらいました。対象となりますか？
A	○ 商品代金のみ対象です。設置にかかる費用は対象外です。

 Q16	「節水シャワーヘッドを含む節湯水栓」を購入後、自分(申請者)が設置工事を行なった場合は対象となりますか？
A	× 対象外です。 水栓の交換を行う場合、事業者以外の方が交換したものは対象外です。松山市内に住所を有する事業者に依頼して設置していることが条件となります。

Q17	家にシャワーが2つあります。2つとも交換するためシャワーヘッドを購入した場合には申請できますか？
A	申請することは可能ですが、2つ交換されたとしても助成金は、それらの合計の購入価格(税込)の2分の1に相当する額で上限 3,000 円(100 円未満切り捨て)となります。また、申請は同一の世帯につき1年度1回限りですので、同一世帯の方から別々に申請することは出来ません。 ただし、2世帯住宅で、世帯が別の場合は、それぞれの世帯で申請できます。

Q18	外国製のシャワーヘッドを購入しました。対象になりますか？
A	○ 対象です。 基準を満たすものは対象となります。ただし、水栓と合わずに交換できないものは対象外ですので、購入する際にはメーカー等に確認するなど、ご注意ください。

Q19	洗面所やキッチンのシャワーヘッドは対象にならないのですか？
A	× 対象外です。浴室のシャワーヘッドが対象です。

Q20	水栓交換を行いました。業者から節湯 B1(B)の水栓だから15%削減しかないと言われました。対象になりますか？
A	シャワーヘッドと合わせて30%以上の節水効果があれば対象となります。

◆助成金交付書(請求書)の申請について◆

Q21	受付はいつからいつまでですか？
A	令和6年4月1日(月)～令和7年3月31日(月)です。ただし、申請額が予算額に達した日で受付を終了します。

Q22	郵送・窓口申請を行う場合、申請書類は、どこで入手できますか？
A	各支所、市民サービスセンター、水資源対策課(市役所本館5階)の窓口で配布しています。また、市のホームページからダウンロードすることもできます。

Q23	窓口へ直接申請に行く場合、申請者本人が行かないといけませんか？
A	窓口に来られるのは、代理の方でもかまいません。



Q24	交換後の写真を携帯電話で撮りましたが、印刷するプリンターがありません。携帯電話の画面を窓口で見せるのでも良いですか？
A	× 郵送・窓口申請の場合は受付できません。写真は添付書類として必要ですので、印刷が可能な店舗等で印刷してください。なお、電子申請の場合は写真データを添付書類として使用できます。



Q25	ポイントを使用し、残りを現金(クレジット等)で支払いました。助成額はどのような計算となりますか？
A	過去の買い物に対し付与されたポイントでの支払い分は助成の対象外です。 ※ポイントのほか、割引券やアプリのクーポン支払い分も対象外 商品の一部をポイントで等支払われた場合は、ポイント等利用分を差し引いた額で、助成額を算出します。(詳しくはP2参照) ご不明の場合には、購入前に水資源対策課までお問い合わせください。

Q26	クレジットカード、電子マネーでの支払いは助成対象ですか？ また、商品券やギフト券で支払った場合はどうですか？
A	助成対象です。(付与されたポイントや割引、サービスではないので、現金と同等と考えます。) ご不明の場合には、申請前に水資源対策課までお問い合わせください。

Q27	シャワーヘッド交換に伴う取付工事代金と商品代金の合計額が領収書(レシート)に記載されていますが、内訳がありません。購入価格は領収書の金額で構いませんか？
A	助成額を計算するための「購入価格」が商品代金となりますので、領収書の但し書きとして、シャワーヘッドの商品名と商品代金、その他工事費等の内訳をご記入ください。(P10~P12参照)

Q28	節水効果を記載していた箱を捨ててしまいました。どうしたらよいでしょうか？
A	取扱説明書に記載があれば、そのコピー又は写真でかまいません。記載がない場合には、商品のホームページなどで節水効果が書かれている箇所をプリントアウトして添付してください。

Q29	記入を間違えました。どうすれば良いですか？
A	郵送・窓口申請の場合は、氏名と助成金交付申請額の訂正できませんので新たな申請書に書き直してください。それ以外については、間違ったところに二重線を引き訂正してください。修正ペン、修正テープでの修正はできません。 電子申請の場合は、水資源対策課までご連絡ください。



Q30	領収書(レシート)を紛失した場合、どうしたらいいですか？
A	まずは、商品を購入した店舗に、領収書等の再発行が可能かを確認してください。 (不可能な場合):「支払い証明書」など、①購入した商品の情報が記載され、②料金を支払ったことが分かるものがあれば、領収書(レシート)以外でもかまいません。証明できるものが何もない場合は、申請はできません。

Q31	領収書(レシート)にシャワーヘッド購入価格以外のものも記載されていますが問題ないですか？
A	シャワーヘッドの商品名(又は製品番号等)と購入価格が分かれば、問題ありません。分からない(記載がない)場合は、購入事業者へ商品名(又は製品番号)と購入価格が分かる領収書の発行をお願いしてください。

Q32	購入価格には配送手数料等も含んで構いませんか？
A	× 含みません。助成の対象となるのは商品代金のみです。



Q33	分割払いで購入した場合は対象になりますか？
A	領収書が発行されていれば対象となります。 領収書が無い場合、 <u>分割での支払いが完了していることが分かる書類</u> (電子申請の場合はデータ)の添付をお願いします。なお、分割の途中で申請をする場合は、 <u>節水シャワーヘッドの購入価格ではなく、支払が完了している額を「購入価格」と</u> 考えて助成額を計算します。

Q34	【郵送・窓口申請の場合】交換(設置)後の写真は、パソコンからのプリントアウトで構いませんか？
A	カラーであれば、印刷方法は問いません。(A4 サイズで印刷されたものでも可。) ただし、交換(設置)が完了したことが確認できる全体のものを必ず添付してください。

Q35	「承諾書」について、所有者又は管理者とメールや FAX でやりとりしたものを添付したのでも良いですか？
A	所有者又は管理者が申請者宛に FAX したものや、記入後スキャンした承諾書をメールで送付したものをプリントアウトしてご提出いただいてもかまいません。

Q36	【電子申請(送信後)】申請を取り下げる場合はどうすればいいですか？
A	水資源対策課までご連絡ください。

Q37	申請した後、領収書や節水効果が分かる書類などは処分して良いでしょうか？
A	申請いただいた内容に入力漏れや添付データ漏れがあった場合、内容確認のためお電話やメールにてご連絡する場合があります。助成金の決定通知書が届くまで保管してください。

◆助成金の交付について◆

Q38	不交付になる場合はどのような場合ですか？
A	交付申請書(請求書)提出後に書類確認を行います。その際に助成対象要件を 満たしていない場合などです。

◆その他◆

Q39	他の補助制度と重複して申請することができますか？
A	同じシャワーヘッドの交換を対象に、市が実施している他の補助事業と重複して申請することはできません。(対象の異なる制度への申請は可)(国の事業との併用は可)